○内閣府・環境省令第一号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十四号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
環境大臣　大塚　珠代

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令の一部を改正する命令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第四号に規定する事務の区分を定める命令（平成二十六年内閣府・環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号及び第二号中「第七項第十七号」を「第七項第十八号」に改める。

附　則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○内閣府告示第百二十号

災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」に、「独立行政法人国立病院機構」を「独立行政法人国立病院機構　独立行政法人地域医療機能推進機構」に、「国立研究開発法人海上技術安全研究所　国立研究開発法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所」に、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構　独立行政法人地域医療機能推進機構」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に、「東京電力株式会社」を「東京電力ホールディングス株式会社　東京電力フュエル&パワー株式会社　東京電力パワーグリッド株式会社　東京電力エナジーパートナー株式会社」に改める。

○内閣府告示第百二十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁・通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　令第五十一条第二号に規定する原子力発電施設等をいう。

第二条第六号ロ中「中央情報処理機関（緊急時において原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の放射性物質による影響を予測するための高度な情報処理を行う機関であつて内閣総理大臣が適当と認めるものをいう。以下同じ。）」を「国の機関」に、「放射性物質による影響の予測情報を受信し、及び再生」を「放射線量等に関する情報を集約、共有及び表示」に、「放射性物質影響予測情報通信設備」を「放射線量等情報通信設備」に改め、同条第十号中「第六条」を「第六条第一項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第五条第一項第二号を次のように改める。

二　前条第一項第一号に掲げる交付金（第二条第六号ロに掲げる事業に係る交付金に限る。）　毎会計年度三千万円（放射線量等情報通信設備を更新する、又は新たに設置する所在都道府県等にあつては、三千万円に二千万円を加えた額）

第八条第一項中「前条第一項の通知を受けた者」を「交付金事業者（前条第一項の通知を受けた者をいう。以下同じ。）」に改める。

第十条中「（第七条第一項の通知を受けた者をいう。以下同じ。）」を削る。

様式第十中「別表（第五条第一号及び第二号関係）」を「別表（第五条第一項第一号関係）」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府告示第百二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を沖縄県知事が行うこととなったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄県知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、沖縄子供の貧困緊急対策事業費補助金（沖縄県内の市町村（一部事務組合を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金の交付の申請の受理

二　法第六条第一項の規定による補助金の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理

四　法第七条第一項第三号及び第四号の規定による承認に係る通知

五　法第八条の規定による決定の通知

六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七　法第十二条の規定による状況報告の受理

八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知

十　法第十四条の規定による実績報告の受理

十一　法第十五条の規定による補助金の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知

十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知

十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理

十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知

十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金の返還の命令に係る通知

十六　法第十八条第二項の規定による補助金の額の確定に係る補助金の返還の命令に係る通知

十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等